

平成29年4月定例農業委員会議事録

(開会 4月25日(火)午後4時)

(欠席委員)岡本清則委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、原田次長、加藤主幹、鈴木副主幹、
川野主事

(傍聴人) 0名

議長：ただいまから4月定例農業委員会を開催します。現在の出席委員は、18名です。議事録署名者の委員を選任します。本日の議事録署名者は、14番の木戸伸彦委員、15番の岡本眞弓委員にお願いします。それでは、議事に入ります。

議長：議案第1号について、事務局から説明を求めます。

【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありました、番号1、福谷の件につきましては、地元委員として私から意見を申し上げます。

申請者につきましては、先月も案件が出ておったと思いますが、根浦の区画整理地内で酪農を経営されていた方であります。この方は娘さんが3人みえまして、全て嫁がれた訳ですけれども、長女が奈良県からご主人を連れて実家へ帰ってきまして、農業をやるということであります。長女は酪農の時代はすごくお家のことを手伝って、養子をもって酪農やるのかなと思いましたが、そういうことにはならず嫁がれましたが、帰ってきて、やっぱり農業に縁があるということで、ご主人を連れて帰ってきて農業をやるということで、ご本人はかなり高齢ですけれども、後継ぎがしっかりやっていくということでありますので、特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長：ただいま地元委員として説明させていただきましたが、ご意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、特に意見がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：全員賛成により、番号1については許可することとします。

《採決結果：議案第1号 全員賛成1件》

議長：続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局：《取り下げの経過説明》

議長：議案第2号は取り下げということですので、よろしく願いいたします。

《議案第2号取り下げにより審議せず》

議長：それでは、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明を求めます。

【議案第3号 農用地利用集積計画の決定について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長：ただいま事務局から説明がありましたが、全体を通して御意見等がある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：それでは、意見がないようでありますので、採決に移ります。

本件について、一括して採決します。計画の決定に賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長：ありがとうございます。全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第3号 全員賛成1件》

[報告事項]

1 平成29年3月分農地転用届出の受理状況について

(事務局説明)

議長：ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(意見、質問等なし)

議長：それでは、本日予定していました議事は全て終了いたしました。これもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局：その他事項につきまして、まず事務局のほうから説明をさせていただきますと思います。

- 1 平成29年度 みよし市農業委員会事務局組織について
- 2 6月26日(月)から28日(水)の行程について
- 3 みよし市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員候補者の応募及び申し込みについて
- 4 打越町地内の農地に係る事業について
- 5 農業委員会活動記録の様式の変更について
- 6 意見交換会について

事務局：何かご質問等があればお願いします。

光岡委員：打越町地内の農地に係る事業については、盛土を行うのか。土地所有者何人か。

事務局：農地が一時的ではあるが3ヶ月を超える耕作できない状況が予定される場合は一時転用許可が必要となります。土地の所有者は1人です。現在、まちづくり土地利用条例の規定に基づき事業の構想段階ですが、近隣説明等を行うと聞いています。

事務局：以上もちまして、4月定例農業委員会議事を終了いたします。一同ご起立下さい。一同礼。

(閉会午後4時50分)